

高等学校普通科におけるキャリア教育に関する考察 －共通教科「家庭」を例に－

A Study on Career Education in the General Course of Senior High Schools

— Focusing on Home Economics Education —

前角 和宏

Kazuhiro MAEKAKU

中西 真弓

Mayumi NAKANISHI

目 次

- I. はじめに
- II. 初等中等教育におけるキャリア教育
- III. 高等学校普通科における共通教科「家庭」の教育内容
- IV. 高等学校普通科における共通教科「家庭」に望まれるキャリア教育
- V. おわりにあたって

キーワード 家庭科、キャリア教育、学習指導要領、男女共同参画社会、職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

I. はじめに

2009(平成 21)年 3 月 9 日、高等学校学習指導要領が改訂され、2013(平成 25)年度入学生から年次進行により段階的に適用されることとなった。その総則においては、高等学校におけるキャリア教育について、「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」とし、その推進を求めている。

本稿では、高等学校普通科生、とりわけ高等教育機関等への進学を希望する高校生を対象とした「人の一生」について、「生涯にわたる発達と生活の営み」といった視点から総合的にとらえることを目標¹としている共通教科「家庭」に望まれるキャリア教育の役割を考えてみたい。

II. 初等中等教育におけるキャリア教育

1 学習指導要領改訂までのキャリア教育推進施策の経緯

キャリア教育は、昭和 30～40 年代に輸出不振、stagflation による失業者の増大、技術革新の進行にともなう生産性を支える労働力人口やその生産性の急激な変容に対応しきれず経済力が衰えはじめたアメリカにおいて、教育がその社会からの要請に応えることのできない、いわば閉塞的な状況を開拓するために、1971(昭和 46)年アメリカ連邦教育局マーランド長官が提唱したものを起源とする。当時のアメリカにおいては、高校生 10 人のうち、3 人が大学に進学し、そのうち 1 人が中退するため、高等学校において、8 名がキャリア教育を受けるべきであるが、実際には、2 名しか受けていない。つまり、10 人中 6 名がキャリア教育を受けずに、適当な職業に就くべき技能をもたないばかりか、高等学校における教育への挫折感などによる就労意欲の低下などを抱えながら就労を目指さざるを得なかつたのである。²

ここでは、アメリカではじまったキャリア教育をわが国が取り入れ、その推進をはからうとする施策について、これまでの経緯を確認する。

(1) 「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」

わが国で、「キャリア教育」という用語がはじめて使用されたのは、アメリカで提唱されてから約 30 年の後の 1999(平成 11)年中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」においてであり、その答申において、「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育）を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」³と指摘された。

(2) 「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」

この答申を受け、2002(平成 14)年 11 月、国立教育政策研究所生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について(調査研究報告書)」⁴は、児童生徒の職業観・勤労観の育成等にかかる取組の現状と課題、また学校教育それぞれの段階等において取り組むべき主要な課題について検討したうえで、職業観・勤労観を育むための初等中等教育を通して一貫した系統的な学習プログラムを提案している。

この報告書においては、「職業観」について、「人それぞれの職業に対する価値的な理解であり、人が生きていく上で職業の果たす意義や役割についての認識であ」り、また、「職業観」は、「人が職業そして職業を通じての生き方を選択するに当たっての基準となり、また、選択した職業によりよく適応するための基盤ともなるべきもの」(平成4年「文部省進路指導資料」)であるとし、また、「勤労観」については、「勤労に対する価値的な理解・認識である。職業としての仕事や勤めだけでなく、ボランティア活動、家事や手伝い、その他の役割遂行などを含む、働くことそのものに対する個人の見方や考え方、価値観であり、個人が働くこととどのように向き合って生きていくかという姿勢や構えを規定する基準となるもの」であるとしている。

(3) 「若者自立・挑戦プラン」

2003(平成15)年6月、文部科学省、厚生労働省、経済産業省および内閣府の関係4府省が連携し、若者自立・挑戦戦略会議「若者自立・挑戦プラン」⁵を策定した。このプランは、キャリア教育の推進を大きな柱のひとつとして位置付けており、義務教育段階からの組織的・系統的なキャリア教育の推進や職場体験・インターンシップなどの促進、フリーターへの再教育の実施など、教育の面から若年者雇用問題などの取り組みを示した。⁶

(4) 「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」

2004(平成16)年1月28日、文部科学省は、「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」において、「キャリア教育」の持つ大きな広がりを視野に入れながら、子どもたちの成長・発達や進路を取り巻く今日の新たな状況を踏まえ、生涯にわたるキャリアを形成していく基盤を培う場として特に重要な意味を持つ、初等中等教育における「キャリア教育」の基本的な方向等について総合的に提言している。⁷

(5) 「若者自立・挑戦のためのアクションプラン」

2004(平成16)年12月24日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月)に基づき、「若者自立・挑戦プラン」(2003(平成15)年6月)の実効性・効率性を高めるため、以下の目的をもって若者の自立・挑戦のためのアクションプランを取りまとめた。

- ① 学校段階からのキャリア教育を推進し、その効果的な実施のため地域レベルにおける連携を強化する。
- ② 働く意欲が不十分な若年者やニートと呼ばれる無業者などに対して、働く意欲や能力を高める総合的な対策を推進する。
- ③ 企業内人材育成の活性化を促進し、産業競争力の基盤である産業人材の育成・強化を図る。
- ④ ジョブカフェ、日本版デュアルシステム等を推進し、的確な評価に基づき事業成果の向上を図る。
- ⑤ 若者問題について国民的な関心を喚起するとともに、国民各層が一体となった取組を推進するため、広報・啓発活動を積極的に実施する。

(6) 「若者自立・挑戦のためのアクションプラン(改訂)」

2006(平成18)年1月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(2005(平成17)年6月)に基づき、本会議(第7回会合:2004(平成16)年12月)にて取りまとめた「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の強化・推進について検討を行った結果、アクションプランの改訂版を、次のとおり取りまとめた。

- ① フリーターの常用雇用化、ニートの自立化支援など、若者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対策の実施
- ② 小学校から大学・大学院まで、地域や産業界との密接な連携による、体系的な人材育成の推進
- ③ 地域産業と若者、学校等のつながりの強化を通じた若者と仕事との橋渡しの推進

(7) 「キャリア教育等推進プランー自分でつかもう自分の人生ー」

2007(平成19)年5月、社会全体として青少年一人一人を育成し、その社会的自立に向けた力をはぐくむキャリア教育等の推進を図るため、関係府省の密接な連携の下、

- ① 小学校から大学院まで各学校段階を通じた、体系的なキャリア教育等の推進
- ② 関係機関等が連携し、学校、企業、保護者等の共通理解と協力の下、一丸となったキャリア教育等の実践への取り組み
- ③ 進学や就職に困難を抱える青少年に対する、教育、就労、保健、福祉等の関係機関等の連携・協力した包括的な支援

を基本的な視点として策定するものである。

2 キャリア教育の推進を求めた学習指導要領改訂とその後のキャリア教育推進施策

このようなキャリア教育推進施策を背景に、2006(平成18)年12月22日、教育基本法は、約60年振りに「21世紀社会を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す」という観点から改正⁸され、教育目標として「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」(2条2項)、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(2条3項)等を掲げた。

これを受け、2007(平成19)年6月27日学校教育法は、高等学校の教育目的を実現させるため、「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること」(51条2項)等を目標にした。これは、義務教育の目的のひとつである「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」(教育基本法5条2項)を実現するために、学校教育法における義務教育の目標のひとつとして掲げる「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」(21条10項)から体系的に引き継がれるものである。

このような中、2008(平成20)年1月17日、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」において、「子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実」⁹をはかるよう学習指導要領改訂が求められた。さらに、2008(平成20)年7月1日、政府は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「教育振興基本計画」¹⁰を閣議決定し、「今後5年間に政府が取り組むべき教育施策」のひとつとして、「勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進」を掲げた。

この答申に基づき、2009(平成21)年3月9日、高等学校学習指導要領が改訂され、2013(平成25)年度入学生から年次進行により段階的に適用されることとなった。この

改訂高等学校学習指導要領では、総則において「学校の教育活動全体を通じて、計画的・組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」として、すべての高等学校におけるキャリア教育を明示的に推進することとした。

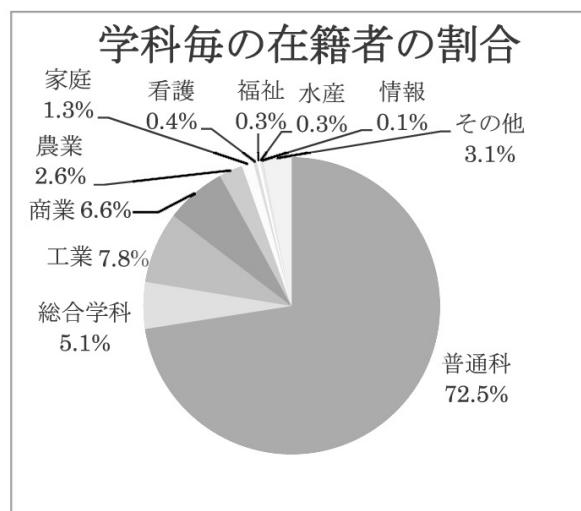
2011(平成 23)年 1月 31 日、中央教育審議会は「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申)¹¹を答申し、キャリア教育について、これまでの勤労観・職業観を育てる教育に焦点が絞られ、社会的・職業的自立のために必要な能力の育成がやや軽視されてしまっているという状況に照らし、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義づけた。また、キャリア発達については、「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」とした。

III. 高等学校普通科における共通教科「家庭」の教育内容

1 高等学校学科別在籍者の割合

学校基本調査によれば、2011(平成 23)年度高等学校普通科 3 年次生は、普通科 773,642 人、工業科 83,021 人、商業科 70,376 人、総合学科 54,536 人、農業科 27,662、家庭科 13,775、看護科 4,061 人、福祉科 3,142 人、水産科 2,957 人、情報科 879 人、その他 33,029 人、合計(全日制+定時制) 1,067,080 人であり、普通科在籍者の割合は 72.5% を占めた。「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す」総合学科(高等学校設置基準 5 条 3 号、6 条 3 項)を加えると 77.6% となり、高等学校在籍者の 4 分の 3 を超えることになる。

図 1 高等学校学科別在籍者の割合

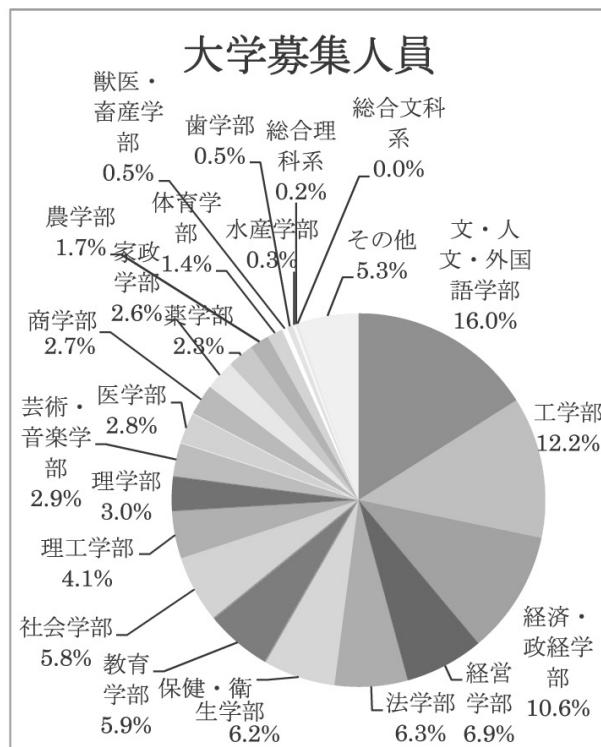


出所：文部科学省「平成 23 年度学校基本調査：学科別学年別生徒数（本科）」¹²に基づき、筆者作成。

2 高等教育における家庭科教育

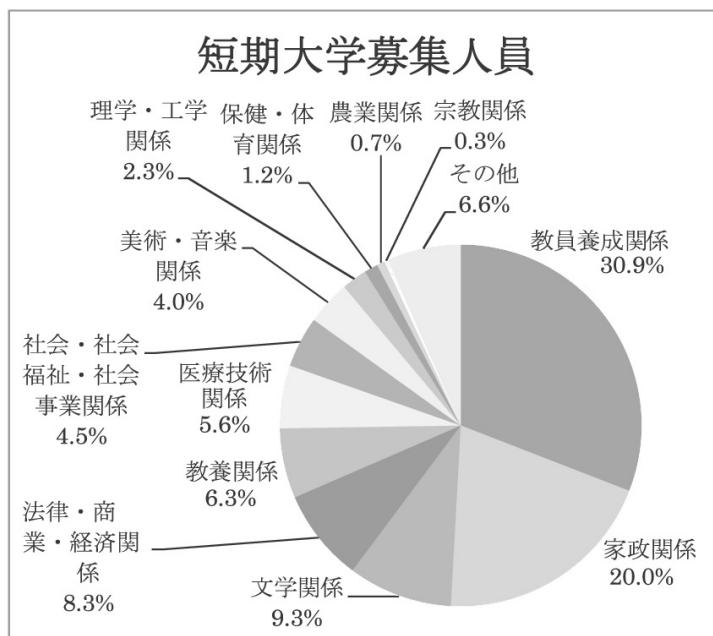
リクルート社の調査によれば、大学家政系学部募集人員は全体の 2.6%、短期大学家政系学科募集人員は全体の 20.0%、大学・短期大学における家政系学部学科の募集人員は全体の 4.2%となっている。つまり、短期大学生は家政系への進学率は比較的高いが、大学は下位に位置する。これから、高等教育機関で専門的に家庭科教育を履修して社会に出る割合は 5%に満たない状況にある。

図 2 大学における募集人員



出所：リクルート『2012 年度入試実態調査<大学・短期大学>』(2012 年)に基づき、筆者作成。

図3 短期大学における募集人員



出所：リクルート『2012年度入試実態調査<大学・短期大学>』(2012年)に基づき、筆者作成。

3 高等学校普通科における共通教科「家庭」の教育内容

2013(平成25)年度入学生から年次進行により段階的に適用されることとなった高等学校普通科における共通教科「家庭」は、①「家庭基礎」(2単位)、②「家庭総合」(4単位) 及び③「生活デザイン」(4単位) の3科目を設け、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じて必履修科目として1科目を選択的に履修させることとなっている。¹³

その学習指導要領において、共通教科の目標として「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」¹⁴ことを掲げている。

ここでは、高等教育機関への進学を希望する生徒が受講することが多いと思われる¹⁵

科目「家庭基礎」の目標と内容を概観する。

科目「家庭基礎」の目標は、「人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てること」¹⁶である。

表1 高等学校学習指導要領における「家庭基礎」の内容

大項目	内容
(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉	人の一生を生涯発達の視点でとらえ、各ライフステージの特徴と課題について理解させるとともに、家族や家庭生活の在り方、子どもと高齢者の生活と福祉について考えさせ、共に支え合って生活することの重要性について認識させる。
(2) 生活の自立及び消費と環境	自立した生活を営むために必要な衣食住、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮したライフスタイルについて考えさせるとともに、主体的に生活を設計することができるようとする。
(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けさせる。

IV. 高等学校普通科における共通教科「家庭」に望まれるキャリア教育

このように現代社会を生き抜いていくうえで求められるキャリア教育のまさに本質というべき内容が高等学校普通科共通教科「家庭」にあり、その役割は大きいというべきであるにもかかわらず、高校生の4分の3を占める普通科生が家庭科教育を受けるのは、共通教科「家庭」における「家庭基礎(2単位)」であるというのが現状である。

ここでは、高等学校普通科生、とりわけ高等教育機関等への進学を希望する高校生を対象とした「人の一生」について、「生涯にわたる発達と生活の営み」といった視点から総合的にとらえることを目標¹⁷としている共通教科「家庭」に望まれるキャリア教育の役割を考えてみたい。

1 男女共同参画社会

1972(昭和 47)年、家庭科の男女共修をすすめる会が発足し、また、1979(昭和 54)年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子差別撤廃条約」とする。）が第 34 回国連総会において採択され、1981(昭和 56)年に発効された。わが国ではこの女子差別撤廃条約を批准するための法的整備として、勤労婦人福祉法の抜本的見直しによる雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律¹⁸の制定、労働基準法における女子保護措置の廃止または緩和や母性保護措置の設定¹⁹、家庭科の男女差を解消すること等が求められた。²⁰

1985(昭和 60)年、女子差別撤廃条約の批准を経て、1999(平成 11)年 6 月 23 日、男女共同参画社会基本法は成立した。この法律は、①男女の人権の尊重(3 条)、②社会における制度又は慣行についての配慮(4 条)、③政策等の立案及び決定への共同参画(5 条)、④家庭生活における活動と他の活動の両立(6 条)、⑤国際的協調(7 条)を 5 つの基本理念とし、将来に向かって、国(8 条)、地方公共団体(9 条)、および国民(10 条)の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進を目指している。

法 13 条は、その推進のために男女共同参画基本計画を定めることとし、その基本計画において、①総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱、②①に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとしている。

まず、施策の大綱において、男女共同参画社会が目指すべき方向としては、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会を掲げ、次のとおり、その男女共同参画社会実現のための 15 分野にわたる施策を示している。

表 2 男女共同参画社会実現のための施策 15 分野

第 1 分野	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
第 2 分野	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
第 3 分野	男性、子どもにとっての男女共同参画
第 4 分野	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野	男女の仕事と生活の調和
第6分野	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
第7分野	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
第8分野	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
第9分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第10分野	生涯を通じた女性の健康支援
第11分野	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
第12分野	科学技術・学術分野における男女共同参画
第13分野	メディアにおける男女共同参画の推進
第14分野	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
第15分野	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

共通教科「家庭」の目標である「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」²¹ことは、男女共同参画社会実現のための施策、とりわけ、「第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」、「第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画」、「第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」、「第5分野 男女の仕事と生活の調和」、「第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」、および「第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」と合致しているといえる。

2 家庭生活と職業生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

2007(平成19)年12月18日、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議²²において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」²³（以下、「憲章」とする。）および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」²⁴（以下、「行動指針」とする。）が策定された。憲章等は、現在の社会が①「国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の

不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加」、②「正社員の労働時間は高止まり」、③「利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在」、④「共働き世帯の増加」、⑤「変わらない働き方・役割分担意識」などを背景として、①「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」、②「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」、③「仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む」状況にあるというのである。

そのうえで、憲章は、「仕事と生活の調和が実現した社会」として、次の3点をあげている。①「就労による経済的自立が可能な社会」、②「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、③「多様な働き方・生き方ができる社会」である。

このように職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）施策は、「男性は仕事、女性は家事」という性別役割分業に対する意識改革など男女共同参画社会を牽引するうえで大きな役割を果たすと考えられ、共通教科「家庭」におけるキャリア教育の核とすべき内容である。²⁵

3 共通教科「家庭」におけるキャリア教育への担当教員の意識づけのために

この男女共同参画の推進を牽引していくという職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、共通教科「家庭」の目標を実現するうえで重要な項目として考えられるものは、「ジェンダー」の内容を踏まえた「キャリア教育」である。

家庭科担当教員の意識調査²⁶の結果では、現行の教育職員免許状では必要な科目・内容として指定されていないが、教員が高等学校で家庭科を指導するうえで教員養成上必要と感じている科目・内容として多かったのが、「消費生活」(77.8%)、「環境と資源」(64.8%)、「高齢社会」(60.2%)、「福祉」(59.3%)であった。一方、「ジェンダー」を必要と考えている教員は32.4%、「キャリア教育」にいたっては9.3%に過ぎないという結果である。

しかしながら、学習指導要領の改正に伴い、直ちに教員の意識が変わるというものもあるまい。

教育職員免許法施行規則は「免許法 別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。」(5条)と定め、これに基づき大学での教員養成課程では、各大学において第2欄における各科目を開講しているが、法は各大学の教員養成課程における科目として「ジェンダー」や「キャリア教育」の開講を要求しているものではない。

これらの「ジェンダー」や「キャリア教育」を教員養成における必修科目として教育職員免許法施行規則5条に追加し、この男女共同参画社会の形成を推進するという視点から共通教科「家庭」の目標の実現を目指すべきであろう。

表3 教育職員免許法施行規則5条関係

第1欄	第2欄
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理

V. おわりにあたって

普通教育に関する教科「家庭」の目標を再度確認することとする。

「家庭」の目標は、「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解とともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」²⁷である。

この目標は、高等学校における教科の中でもっともキャリア教育として取り組むべき内容である。本稿で取り上げた、社会からの男女共同参画社会の形成を推進するうえで重要な役割を果たす職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

をはかるという要請というものは、まさに高等学校共通教科「家庭」の「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」における「自己の家庭生活や地域の生活と関連づけ」られる生活上の課題であり、この学習を通して生徒に身に付けさせようとする「解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探求する方法や問題解決の能力」の伸長に適った課題である。²⁸

このような社会問題となっている非正規雇用、過労死などさまざまな自己の家庭生活に大きく影響を及ぼす問題に、教科「家庭」が取り組むべき役割が大きいということをあらためて認識する必要がある。

1 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 家庭編 平成22年5月』開隆堂出版、2010年、7頁。

2 宮内博「進路指導の本質とその問題点」『学校進路指導概論－ひとりひとりの価値観を重視する－』文雅堂銀行研究社、1992年、16-17頁参照。

3 中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」(1999(平成11)年12月16日)(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/991201.htm、2012.09.07 22:00

4 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」(2002(平成14)年11月)(国立教育政策研究所)、
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/sinro/1hobun.pdf>、2012.09.03 22:00

5 若者自立・挑戦戦略会議「若者自立・挑戦プラン」(キャリア教育総合計画)の推進(2002(平成14)年11月)(文部科学省)、
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/wakamono/index.htm、2012.09.01 22:00

6 経済産業省『きっと見つかる自分、未来、仕事 若者就職支援白書 ジョブカフェスタイル』同友館、2006年184-185頁、内閣府『平成18年度版少子化社会白書』ぎょうせい、2006年、120頁参照。

7 文部科学省「キャリア教育の推進に関する調査研究者会議報告書」(2004(平成16)年1月28日)(文部科学省)、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801/002.htm、2012.09.11 22:00

なお、2006(平成18)年11月、文部科学省「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引きー児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるためにー」は、「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」の内容をよりわかりやすくする観点から作成されている。文部科学省「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引きー児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるためにー」(2006(平成18)年11月)(文部科学省)、
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/06122006.htm、2012.09.11 23:00

8 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(答申)」(2003(平成15)年3月20日)(文部科学省)、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301c.htm、2012.09.03 22:00

9 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(2008(平成20)年1月17日)(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afield

file/2009/05/12/1216828_1.pdf、2012.07.07 22:00

10 「教育振興基本計画」(2008(平成20)年7月1日)(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/080701/002.pdf、2012.07.07 22:20

11 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申)(2011(平成23)年1月31日)(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afielddfile/2011/02/01/1301878_1_1.pdf、2012.07.07 22:30

12 「学校基本調査」(独立行政法人統計センター)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?bid=000001037154&cycode=0>、
2012.08.03 22:00

13 文部科学省・前掲注1書9頁参照。

14 文部科学省・前掲注1書7頁参照。

15 鈴木洋子他(「高等学校教諭普通免許状『家庭』の授与に指定されている科目・内容に対する教員の意識」日本家庭科教育学会誌52号2巻、2009年、131頁)の調査では、普通科のみを設置している高等学校の57.0%が「家庭基礎」のみを履修指定しているという結果を得ている。

16 文部科学省・前掲注1書10頁参照。

17 文部科学省・前掲注1書7頁参照。

18 現行法は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」である。

19 拙稿「女性の就労支援に関する質的改善課題」21世紀社会研究所紀要第3号、2012年、53頁参照。企業の募集、採用から定年、退職、解雇に至る雇用管理における男女の均等な機会及び待遇の確保、機会均等調停委員会による紛争処理、出産、育児等のため退職した女子の再就職の援助などが規定された。労働基準法の改正部分については女子の時間外労働、休日労働、深夜業の規制を一定の者について廃止するなどの女子保護措置の廃止又は緩和、産前産後休業期間の延長などの母性保護措置の拡充が行われた。

20 多々納道子・松田公子『教育実践力をつける家庭科教育法[第3版]』大学教育出版、2011年、21頁。ただし、実際に、家庭科が男女共修となったのは、1989(平成元)年3月告知の改正学習指導要領が施行された1994(平成6)年になってからである。

21 文部科学省・前掲注1書7頁参照。

22 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議の構成員は、①関係閣僚：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、②団体の代表者：御手洗富士夫社団法人日本経済団体連合会会長、岡村正日本商工会議所会頭、高木剛日本労働組合総連合会会長、岡本直美NHK関連労働組合連合会議長、麻生渡全国知事会会長、③有識者：大沢真知子日本女子大学人間社会学部教授、佐藤博樹東京大学社会科学研究所教授、樋口美雄慶應義塾大学商学部教授、八代尚宏国際基督教大学教養学部教授である。

23 内閣府 <http://www.cao.go.jp/wlb/government/pdf/charter.pdf>、
2012.08.03 22:20

24 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf>、
2012.08.08 02:30

25 拙稿「『職業生活と家庭生活の調和』施策実現のための法政策的課題-共働き夫婦のキャリア形成支援を中心に-」泉水文雄・井上典之『法政策学の試み第11集』信山社、

2009 年参照。

26 鈴木洋子他「高等学校教諭普通免許状『家庭』の授与に指定されている科目・内容に対する教員の意識」日本家庭科教育学会誌 52 号 2 卷、2009 年、133 頁

27 文部科学省・前掲注 1 書 7 頁参照。

28 多々納道子・右田雅子「高校生のホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動に関する実態と意識」島根大学教育学部紀要（教育科学）第 35 卷、2001 年、55 頁以下参照。